

## 石狩市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の改正について

### 【 改正の趣旨 】

石狩市では、地区計画に関する都市計画の決定（変更）にあたっては、都市計画の目的がより確実に実現し、適正な土地利用と健全な都市環境を確保するため、当該地区計画の規定のうち一部の事項を条例に定めることとしています。現在、札幌圏都市計画緑苑台ニュータウン地区地区計画の変更手続きに伴い、「石狩市地区計画区域内建築物の制限に関する条例」の一部を改正します。

### 【 改正内容 】

緑苑台ニュータウン地区西側の一部において、宅地造成が再開されたことにより、300 区画弱の宅地販売が急速に進むことが予想されます。そのため、近接する市所有の未利用地において、中規模店舗等の商業機能やコミュニティ機能など健全で利便性の高い複合機能を有する、にぎわいと活気にあふれる地区となるよう、新たに「コミュニティ施設地区」を定めます。

### 【 「コミュニティ施設地区」の制限内容 】

地区整備計画区域の名称	緑苑台ニュータウン地区
計画地区の名称	コミュニティ施設地区
建築してはならない建築物	次の各号に掲げる建築物 (1) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2) 住宅 (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の 2 分の 1 以上のもの (5) ホテル又は旅館 (6) 自動車教習所 (7) 畜舎 (8) カラオケボックスその他これらに類するもの (9) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
建築物の敷地面積の最低限度	500 平方メートル
建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度	外壁等の面から道路境界線（隅切部分を除く。）までの距離 3 メートル 上記に規定する数値に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、附属用途に供し、軒の高さが 2.3 メートル以下のもので、外壁等の面から道路境界線までの距離が 1 メートル以上に該当する場合については、適用しない。

### 【 緑苑台ニュータウン地区地区計画 計画図 】



※当該条例の変更は、「札幌圏都市計画緑苑台ニュータウン地区地区計画」の変更と合わせて行うことから、パブリックコメントの意見の提出期間を 2 週間（都市計画法に基づく縦覧期間）としております。